



禁煙外来 予約できます！

詳しくはこちらまで→

電話予約：03-3425-1771

1. 禁煙治療を受けることのできる方

以下の要件をすべて満たした方のみ、12週間に5回の禁煙治療に健康保険が適用されます。

1. ニコチン依存症に係るスクリーニングテスト(TDS)で5点以上、ニコチン依存症と診断された方
2. 35歳以上の場合、プリンクマン指数（=1日の喫煙本数×喫煙年数）が200以上の方
3. 直ちに禁煙することを希望されている方
4. 「禁煙治療のための標準手順書」に則った禁煙治療について説明を受け、当該治療を受けることを文書により同意された方

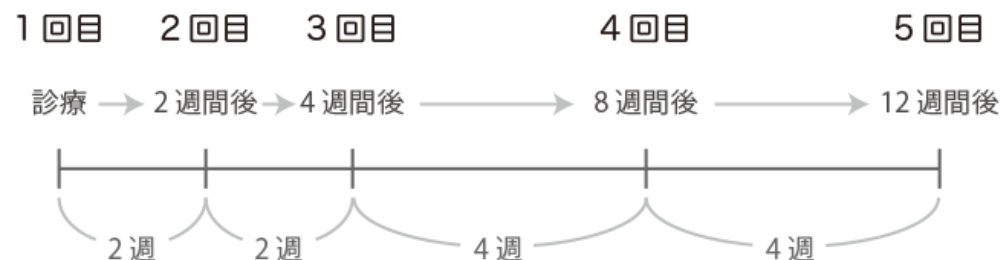
前回の治療の初回診療日から1年経過していること。

過去に健康保険等で禁煙治療を受けたことのある方の場合、前回の治療の初回診察日から1年経過しないうちは、自由診療となります。なお、最終的なニコチン依存症の診断は医師が行います。

過去に、禁煙治療を行った人で、再喫煙をしても、もう一度、挑戦できます。

2. 保険診療の流れ

健康保険を使った禁煙治療は、12週間に5回のプログラムです。



3. 禁煙治療の内容

健康保険を使った禁煙治療では、以下のような内容の治療を受けることができます。

1. ニコチン依存度の判定（問診などによってどれだけニコチンに依存しているか判定します）
2. 呼気一酸化炭素濃度測定（吐く息がたばこによってどのくらい汚れているか検査します）
3. ニコチン依存度に合わせた処方（状況によって貼り薬や飲み薬を処方します）
4. 禁煙に対するアドバイス（禁煙を楽にできるためのコツをお伝えしたり、禁煙に対する思いや不安を聴取します。施設によっては専任の看護師がカウンセリングを行います）